

## 被災者生活家電購入助成金に関するお問い合わせ

| 種別        | 質問                                                                          | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請        | 申請するには何を用意しなければいけませんか。                                                      | 市ホームページに申請に必要な書類を掲載しておりますのでご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 申請        | 世帯主以外の者でも申請はできますか。                                                          | 原則世帯主が申請してください。ただし、同居親族の方であれば世帯主の委任を受けて申請することができます。その際は委任状の提出が必要となります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 申請        | 罹災証明書はコピーでいいですか。                                                            | 罹災証明書は様々な支援制度を利用する際に必要となりますので、コピーを提出してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 申請        | 酒田市以外の物件に入居していますが、申請先はどこでしょうか。                                              | 災害発生時に酒田市に住所がある方は酒田市に申請してください。<br>窓口：建築課公営住宅係<br>電話(専用)：080-4410-0232<br>E-Mail：kenchiku@city.sakata.lg.jp                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 申請        | 冷蔵庫とテレビの購入分を先に申請し、後でエアコンの購入分を申請することはできますか。                                  | 生活家電3点は原則1回でまとめて申請してください。生活家電3点とエアコンは別で申請することは可能です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 申請        | 家族が多いため、2戸の住宅に入居していますが、それぞれの住宅ごとに申請できますか。                                   | 2戸に分かれて入居している場合は、それぞれ1戸として申請できます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 申請        | 申請期限はありますか。                                                                 | 公営住宅やみなし仮設（賃貸型応急）住宅に入居した日から3か月以内に申請してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 重要！<br>条件 | 対象家電はどこから購入してもいいですか。                                                        | <p>◆9月16日（月曜）までに購入する場合<br/>家電量販店やインターネットからの購入等、個人売買でなければ購入先の条件はありません。新品のほか、中古品の購入も対象となります。</p> <p>◆9月17日（火曜）以降に購入する場合<br/>原則、山形県内に本社を置く家電小売事業者から購入したもののみが対象となります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 条件        | 入居したみなし仮設（賃貸型応急）住宅のリビングにエアコンが1台設置されてありますが、寝室には設置されていません。新たに設置する場合は対象になりますか。 | 入居した住宅に既にエアコンが設置されている場合でも、入居者が増設するものは1台分に限り助成の対象となります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 条件        | 助成金の上限はありますか。                                                               | <p>・生活家電3点（洗濯機、冷蔵庫、テレビ）は1点につき6万円（税込）が上限です。この上限額には付属品（洗濯機の場合は給排水に必要な部品、テレビの場合はアンテナケーブル1本）も含まれます。また、生活家電は送料・設置料を含め1戸あたり総額18万円（税込）が上限です。</p> <p>・エアコンは送料、設置料を含め総額10万円（税込）が上限です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 条件        | 上限を超える金額の家電は対象になりますか。                                                       | 上限を超える金額の家電を購入することは可能ですが、超過分は自己負担となります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 申請        | 対象家電の購入の提出書類は領収書のみ添付すればいいですか。                                               | <p>領収書等では以下の内容を確認しますので、場合により納品書等を追加で提出していただく必要がある場合があります。</p> <p>①申請者が購入したものであること（宛名を確認します）</p> <p>②日付けが令和6年7月25日以降であること（災害発生後に購入したものであることを確認します）</p> <p>③品目や金額が記載されてあること（領収書だけでは不明瞭な場合は、納品書等と併せて確認します）</p> <p>※宛名がない領収書や購入物が不明確な領収書のみでは、提出書類としては認められません。</p>                                                                                                                                                                         |
| 条件        | 値引きがあった場合、助成金の算定はどのようになりますか。                                                | <p>複数の家電に対し、一括で値引きがあった場合は、値引き額を値引き前の金額に応じて按分してください。小数点以下の端数が生じた場合は、その端数を切り捨ててください。</p> <p>例）洗濯機50,000円、冷蔵庫62,000円、値引き額5,000円の場合</p> <p>◆値引き前の合計額 50,000円+62,000円=112,000円</p> <p>◆値引き額</p> <p>洗濯機 (50,000÷112,000)×5,000≒2232.14円</p> <p>冷蔵庫 (62,000÷112,000)×5,000≒2767.85円</p> <p>◆値引き後の額</p> <p>洗濯機 50,000円－2,232.14円=47,767.86円<br/>→申請額47,767円（小数点以下切り捨て）</p> <p>冷蔵庫 62,000円－2,767.85円=59,232.15円<br/>→申請額59,232円（小数点以下切り捨て）</p> |
| その他       | 現在の住宅から退去する時は家電とエアコンは置いていかなければなりませんか。                                       | 転居先に持ち出ししていただいて構いません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |